

職場のパワーハラスメント防止対策

～ 「検討会」報告書を受けて ～

181015

明治大学法科大学院教授

野川 忍

序。パワーハラスメントとは何か

① ファイターズ商事の営業一課に配属された里中課長は、情熱的で責任感の強い上司として部下から尊敬されていたが、時折部下を大声で叱責するので恐れられてもいた。あるとき部下の山田さんが提出した書類に不備があることを発見した里中課長は、「これでも大人の書いた書類か！俺に小学生の作文を読ませる気か！落第書類はこれで3回目だぞ！いい加減にしろ！」と怒鳴りつけた。山田さんは普段から仕事が遅くて失敗が多く、上司からたびたび叱責されていたほか、同僚からも苦情が出ていた。しかし山田さんは里中課長から怒鳴られた日から無断欠勤を続け、2週間後に医師の「うつ状態にあるので休職が必要」との診断書を提出してきた。里中課長とファイターズ商事には法的責任があるか

② ホークス銀行の広島支店長である景浦さんは非常に気が弱く、いつも部下から「もっとしっかりしてくださいよ。私たちの上司でしょう？」と激励される始末であった。部下の葛城幸子さんは、バリバリのキャリアウーマンとして副支店長に抜擢され、景浦さんを補佐して有能な働きをしていたが、いつも景浦支店長の尻拭いをさせられているという愚痴を友人にこぼしていた。あるとき景浦支店長は、顧客との会合で数時間にわたってつき合わされ、強い疲労を覚えたので、店に帰ってから午後4時ころに、葛城さんに「僕、疲れたから今日は帰って静養するよ。あとは頼んでいい？」と言ったところ、葛城さんは激怒し、「何言ってるんですか！ それでも支店長の自覚があるんですか！ ダメ上司のおもりをさせられる私の身にもなってくださいよ！」と叫んでいきなり景浦支店長の前に立ちはだかり、その胸をこづいた。景浦支店長はショックを受けて失調をきたし、やがて入院した。彼が葛城さんをパワハラで訴えて損害賠償を請求した場合、それは認められるか

I. パワーハラスメント対策の経緯

(1) 労働相談の増加とハラスメント問題一般の認識

① 都道府県労働局における労働相談の激増

平成14年5%強（約6600件） → 平成23年16%（約46000件）

「いじめ・嫌がらせ」に包括された数字

- ② ハラスメントという概念の広がり
 - ・セクハラ対策に一定の区切り → 均等法の整備と判例の定着
 - ・多様なハラスメントの認識 → アカハラ、マタハラ、パタハラ、オワハラ？

(2) 政府の対応

- ① 平成 12 年円卓会議
 - ・「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」
 - 「職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」
 - ・パワハラに該当する行為類型 → 身体的攻撃、精神的攻撃、人間関係からの切り離し、過大な要求、過小な要求、個の侵害
- ② 平成 29 年働き方改革行動計画
 - ・長時間労働撲滅の一環としての職場環境整備
 - 「職場のパワーハラスメント防止を強化するため、政府は労使関係者を交えた場で対策の検討を行う。」 → 2017 年に厚労省内に設置された「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」(座長佐藤博樹中央大教授)

II. パワハラ概念の明確化と法制化の検討

(1) パワハラをどう確定するか

- ① 國際的動向
 - ・EU 「求められざる行為が人間の尊厳を侵し、かつ脅迫的、敵対的、冒涜的、屈辱的又は攻撃的な環境を作り出す目的により、又は効果をもって行われる」行為 → ハラスメントの一般定義 (一般雇用均等指令 2 条 3 項)
 - ・ドイツ (一般平等取扱法 3 条 3 項) 「第 1 条に掲げる理由 (人種、民族的出自、性別、宗教もしくは世界観、障害、年齢または性的嗜好) の一と関連する望まれない行為方法が、該当する者の尊厳を傷つけ、かつ、威圧的、敵対的、侮辱的、屈辱的もしくは不快感を与える環境を生み出すことを目的とし、またはそのような作用をもつとき」は違法となると規定

② 日本におけるパワハラ概念明確化の難しさ

- ・いじめや嫌がらせなど、より一般的なハラスメントと明確な区別のない行為類型として認識 → パワハラ固有の特徴を抽出する必要性
- ・行為者を限定する意義 → 上司、先輩、顧客、同僚、部下、親会社等のうち、どこまでをパワハラの行為者とするか？

(2) パワハラに対する裁判例の判断

・パワハラ概念の提示

「自己の職務上の優位性を背景に精神的・身体的苦痛を与えるなどといったパワハラ行為」（社会福祉法人県民厚生会ほか事件（静岡地判平26.7.9））

「職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的苦痛等を与える攻撃であって、厚生労働省が策定する提言においても、通常の業務遂行上の必要性を想定できないために原則としてパワーハラスメントに当たるとされている類型の行為」（暁産業ほか事件（名古屋高金沢支判平27.9.16））

「パワハラは、一般に、職場内の優勢を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的、身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいうものとして理解される」（三井倉庫ホールディングス事件（東京地判平28.7.26））

「職務上の地位又は職場内の優位性を背景に本来の業務の適正な範囲を超えて継続的に相手の人格や尊厳を侵害する言動で、就労者に身体的・精神的苦痛を与え、就業関係を悪化させる行為」（日本郵便事件（福岡高判平28.10.25））

「人事担当者であるという優越的地位に乗じて、原告を心理的に追い詰め、長年の勤務先である被告会社の従業員としての地位を根本的に脅かす嫌がらせ（パワーハラスメント）」（三洋電機コンシューマエレクトロニクス事件（鳥取地判平20.3.31））

「組織・上司が職務権限を使って、職務とは関係のない事項あるいは職務上であっても適正な範囲を超えて、部下に対し、有形無形に継続的な圧力を加え、受ける側がそれを精神的負担と感じたときに成立するものをいう」（損保ジャパン調査サービス事件（東京地判平20.10.21））

・不法行為の成否 → 総合判断が不可欠

「世上一般にいわれるパワーハラスメントは極めて抽象的な概念で、内包外延とも明確ではない。そうだとするとパワーハラスメントといわれるものが不法行為を構成するためには、質的にも量的にも一定の違法性を具備していることが必要である。したがって、パワーハラスメントを行った者とされた者の人間関係、当該行為の動機・目的、時間・場所、態様等を総合考慮の上、『企業組織もしくは職務上の指揮命令関係にある上司等が、職務を遂行する過程において、

部下に対して、職務上の地位・権限を逸脱・濫用し、社会通念に照らし客観的な見地からみて、通常人が許容し得る範囲を著しく超えるような有形・無形の圧力を加える行為』をしたと評価される場合に限り、被害者的人格権を侵害するものとして民法709条所定の不法行為を構成するものと解するのが相当である。」(ザ・ワインザーホテルズインターナショナル事件(東京地判平24・3・9))

(3) パワハラ規制に対する検討会での認識と検討

① 加害者と行為類型(報告書11頁①～③に関して)

- ・加害者 → 上司、部下、先輩・同僚、(顧客)
(職務上の地位に限定することの適否が議論され、現場の経験からかなり広い範囲が示された)
- ・業務性との関係 → 業務の適正な範囲の不明確さをどう克服するか
(典型例や具体的指針等で一定の具体化を示すことで決着しつつ、違法類型の基準としての曖昧さはそのまま)
- ・行為類型 → 暴行、傷害、侮辱、暴言、脅迫・名誉棄損を中心
付加的に、隔離・仲間外し・無視、過大な要求、過小な要求、私生活への過度な干渉、本人がいないところでの誹謗中傷、風説の流布、退職勧奨・解雇・雇止め、恣意的ないし著しい低評価、年休・育休等取得の妨害
(身体的・精神的苦痛、就業環境阻害に包括)

② パワハラ該当性判断の基準

- 人格権侵害の程度、被害者側の心理的・精神的な負担の程度
- 行為が指揮監督・業務命令の範囲に含まれるか、加害者の同期・目的、被害者との関係性
- 配置換え、面談、指導方法の改善など組織的な対応の適切さ
- 業務命令、人事的措置自体の合理性

③ 検討会メンバーのスタンス

- ・プレ審議会の意識 → 共通認識の形成よりは「立場」の主張
- ・包括的規制の志向 → 顧客からのハラスマント、いじめ、嫌がらせ等も含む規制の主張(使用者側の硬化招く)
- ・ビジネスチャンスの構築 → コンサル業務等の拡大の場として活用

III. パワハラの法規制は可能か?

(1) 対象の限定について

- ① 行為者 → いじめ・嫌がらせ一般の行為者とは区別すべき

② 行為 → 暴行、暴言、プライバシー侵害、名誉棄損等との関係

(2) 違法性・不当性の評価

① 「業務上の合理的な必要性」を認定する必要性

② 他の違法類型に該当しない場合の取り扱い

(3) 行政のスタンスと今後の展望

① 行政 → 拡張的アプローチ

- ・いじめ、嫌がらせなど他のハラスメント類型との関連付けを志向
- ・行政の介入を前提とした対応
- ・パワハラの特定にはリラクタント
- ・セクハラ、マタハラ、カスタマーハラスメントなども包括する方向？

② 研究者 → 限定的アプローチ

- ・違法類型としてのパワハラの明確性を志向
- ・いじめ、嫌がらせなどへの対応とは区別
- ・労契法5条、同3条との関係の検討

③ ガイドラインか法制化か

- ・ハラスメント一般法の可能性
- ・法制化の壁

